○国土交通省告示第千三十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和八年七月二十四日付けをもつて次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年八月十日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ―838号	防火戸（Ａ30級）	ＡＮ―370	旭・スチール工業株式会社	広島県府中市高木町669番地
第Ｆ―839号	防火戸（Ａ60級）	ＡＮ―607―ＨＷ	〃	〃

○国土交通省告示第千四十号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和八年七月二十四日付けをもつて次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年八月十日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造変更の内容
第4972号	船外機（小型船舶用）	06002Ｆ	スズキ株式会社	クランクシャフトの材質を変更
第4997号	〃	04003Ｆ	〃	〃
第4998号	〃	05003Ｆ	〃	〃

○国土交通省告示第千四十一号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第八条の規定に基づき、令和八年七月二十四日付けをもつて次のように型式の変更を承認したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年八月十日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第Ｐ―634号	オイルフェンス	ＯＫ―300ＡＩＲ	前田工繊株式会社	排気口の構造の変更

○国土交通省告示第千四十二号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

令和八年八月十日

国土交通大臣　金子　恭之

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
7ＫＵＱ	145099	ＯＮＥ　ＨＡＮＯＩ	令和 8. 6. 2
ＪＤ5682	145146	第五蛭子丸	8. 6. 2
7ＫＶＣ	145125	第八十六源榮丸	8. 6. 3
ＪＤ5676	145141	海音	8. 6. 3
7ＫＴＰ	144991	第三ふじ丸	8. 6. 8
ＪＤ5670	145129	新共和丸	8. 6. 9
ＪＤ5691	145158	天長丸	8. 6. 9
ＪＤ5700	145167	ふじがみ	8. 6.10
ＪＤ5683	145147	昭平丸	8. 6.11
ＪＤ5656	145066	第七芙蓉丸	8. 6.15
ＪＤ5685	145150	天和丸	8. 6.18
7ＫＵＴ	145103	ＳＷＩＦＴ　ＡＣＥ	8. 6.19
7ＫＶＩ	145152	ＡＱＵＡＭＡＲＩＮＥ　ＡＣＥ	8. 6.19
ＪＤ5702	145170	ＨＫＬ菊水	8. 6.22
ＪＤ5679	145144	磐梯丸	8. 6.23
7ＫＵＬ	145058	ＷＩＮＤ　ＷＨＡＬＥ	8. 6.26
ＪＤ5716	145189	盛隆丸	8. 6.26
ＪＤ5666	145121	明凜丸	8. 6.29
ＪＤ5678	145143	第四十八ながと丸	8. 6.30
ＪＤ5714	145187	高鳥	8. 6.30

○国土交通省告示第千四十三号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

令和八年八月十日

国土交通大臣　金子　恭之

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
ＪＮＮＵ	131992	にっぽん丸	令和 8. 6. 1
ＪＫ5367	134675	第五　勝丸	8. 6. 1
7ＪＩＲ	141367	第六十三惣寶丸	8. 6. 2
ＪＩＺＷ	131560	第三十八福久丸	8. 6. 3
ＪＤ5196	144445	ＭＡＲＳ　5	8. 6. 4
ＪＭ6270	133548	高鳥	8. 6. 4
ＪＬ6595	136567	第二菱恭丸	8. 6. 5
ＪＧ5313	134352	みやざく	8. 6. 9
ＪＭ6358	134596	大豊丸	8. 6.11
ＪＬ6655	136546	第七十七鷹丸	8. 6.15
ＪＭ6628	136375	富士丸	8. 6.15
ＪＧ5310	134344	第二かいうん丸	8. 6.16
ＪＧ4644	129829	汐路丸	8. 6.17
ＪＨ3274	133174	碧隆丸	8. 6.19
ＪＭ6550	135414	第二十八三垂丸	8. 6.19
ＪＤ2576	140699	第六十五興富丸	8. 6.23
ＪＫ5359	134110	ＩＳＬＡＮＤ　ＤＲＥＡＭ	8. 6.24
ＪＮＪＹ	136492	第八太和丸	8. 6.26
ＪＤ2836	140888	第八天照丸	8. 6.29
ＪＧ5551	136612	大一丸拾八號	8. 6.29

○国土交通省告示第千四十四号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

令和八年八月十日

国土交通大臣　金子　恭之

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
4218	平成 4. 2. 6	132651	第八十二若潮丸
Ａ0918167	21. 9.25	133888	第八合栄丸
Ａ161315004	22. 4.28	136612	大一丸拾八號
Ａ1214137	24. 2. 7	135424	第百十八若潮丸
Ａ131311091	25. 7.18	137180	第三十五長久丸
Ａ211116006	令和 3. 8.12	140699	第六十五興富丸
Ａ241510007	6. 3.14	144671	紅龍

○四国地方整備局告示第五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月十日

四国地方整備局長　奥田　晃久

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号及び四百四十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
愛媛県上浮穴郡久万高原町日野浦一三五七番から同町日野浦一三六八・九九五番まで	後前	一一・一一メートル 八・一九メートル	〇・〇キロメートル 〇・〇二一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所